

## 令和5年度鶴岡市空き店舗解消リフォーム事業補助金交付要綱

### 1 目的及び交付

市長は、本市の空き店舗、空き家等（以下単に「空き店舗等」という。）の遊休ストックの利活用及び円滑な事業承継の促進を図るため、市内の中小企業者等が行う店舗改装事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始することをいう。
- (3) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法第127条に基づき、各市町村が創業支援事業等計画に定めるものをいう。
- (4) 移住 住民票を鶴岡市に移すことをいう。
- (5) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により山形県が定める鶴岡都市計画区域に規定する市街化区域をいう。
- (6) 中心市街地 鶴岡市中心市街地活性化基本計画（平成30年4月策定）第2章第2項に規定する本市の中心市街地の区域をいう。

### 3 補助対象者

補助の対象となる者は、市内において空き店舗等を改装し開業する者であり、かつ令和5年度中の開店が確実である者とする。ただし、創業をする場合にあっては、特定創業支援等事業として定められた支援を受けているものに限る。

### 4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、市内の空き店舗等において、中小企業者が開業するために実施する店舗改装事業とする。ただし、補助対象者が市内で事業を行っている期間が申請日時点で5年を超える場合にあっては、市街化区域又は中心市街地において実施するものに限る。

### 5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、空き店舗等のうち、次の全てを満たすものの店舗改装に要する改装費とする。ただし、同一の経費について、国、県、市等から他の補助金等の交付を受けているものを除く。

- (1) 改装する物件の所有者が3親等以内の親族又は生計を一にする者以外の者であること。ただし、補助対象者が開業に伴い県外から移住する場合を除く。
- (2) 改装する物件が自己所有するものでないこと。ただし、本事業を目的として取得した場合を除く。

### 6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

### 7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。この場合において、規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書の添付を省略することができる。

- (1) 事業概要書（別記様式）
- (2) 創業をする場合にあっては、特定創業支援等事業の支援を受けたことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

### 8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

9 実績報告書

実績報告書の提出期限は、当該事業の完了後30日を経過する日とする。

10 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。